

労働安全衛生に関する協会方針

1. 当協会は、職員一人ひとりの安全と健康を最優先とし、安心して働ける職場づくりを進めます。
2. 労働安全衛生法をはじめとする関係法令を遵守し、安全衛生管理を確実に行います。
3. 危険源を把握し、リスク低減のための対策を継続的に実施します。
4. 化学物質については、化学物質管理者を中心に特性を踏まえたリスクアセスメントを行い、協会として必要な管理措置を講じます。SDSに基づく適切な保管・使用・廃棄を徹底し、漏出や火災等の緊急時にはSDSを参照し、迅速かつ確実に緊急措置を実施します。
5. 心身の健康保持増進に取り組み、働きやすい職場環境を整備します。

2026 年 7 月 1 日

一般財団法人 メンケン品質検査協会

理 事 長 野 中 哲 昌